

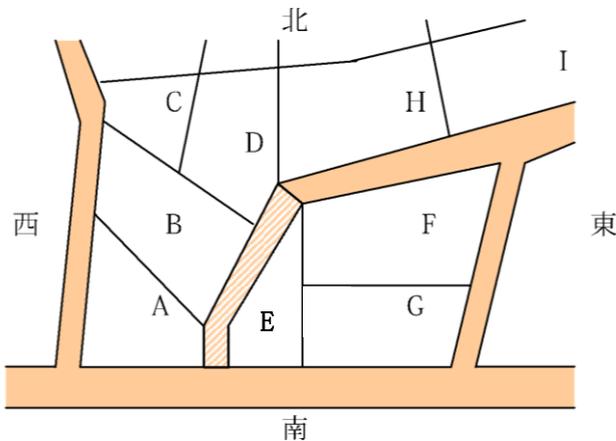
【事例：用途廃止及び払下げ】

用途廃止の判断基準は、法定外公共物として存置すべきか否かの判断によるものである。したがって、機能の不十分な代替施設を設置した場合、又は現に公共物として現に使用されている場合及びその他周囲の状況からみて前後に機能がある場合には、用途廃止することはできない。

※準拠する根拠法令：国有財産法、国有財産法施行令、建設省所管国有財産取扱規則

○原則として用途廃止ができない事例

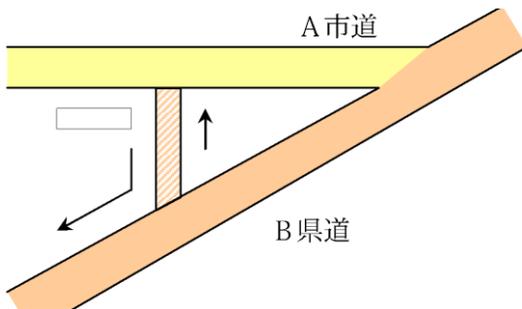
例1 法定外公共物を用途廃止することによって、付近の土地が袋地となる場合



A、B及びEから用途廃止申請書が提出された場合。

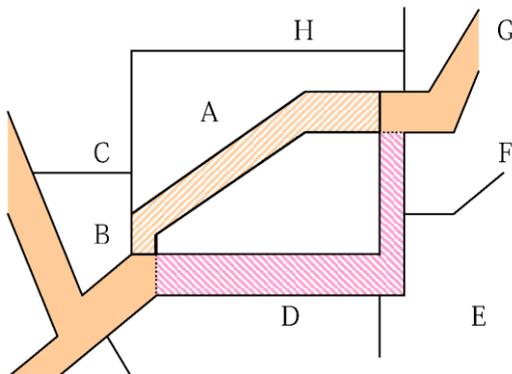
当該法定外公共物の機能は、北東より南西に向かって公共性は消滅していないので用途廃止できない。この事例でいうとDは袋地となるため。

例2 現に公共性を失っていないにもかかわらず、他の道路があるという理由で用途廃止申請書が出された場合



当該道路は、市道と県道を結ぶ性質の道路であり、主たる目的は歩行者専用道路である。したがって矢印方向に通行する場合、市道および県道では、機能代替として認められないので用途廃止できない。

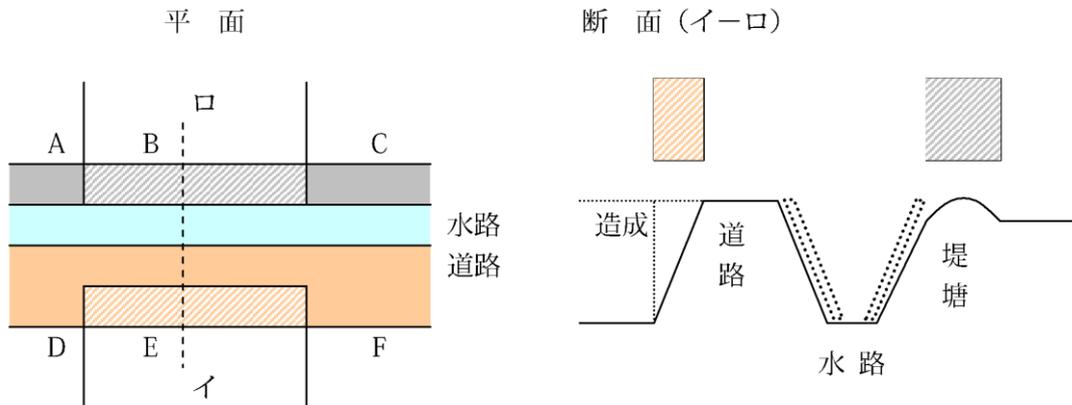
例3 代替施設が必要にもかかわらずそれを設置しない場合



Aの所有地の前後は、法定外公共物の機能を失っていないので用途廃止できない。

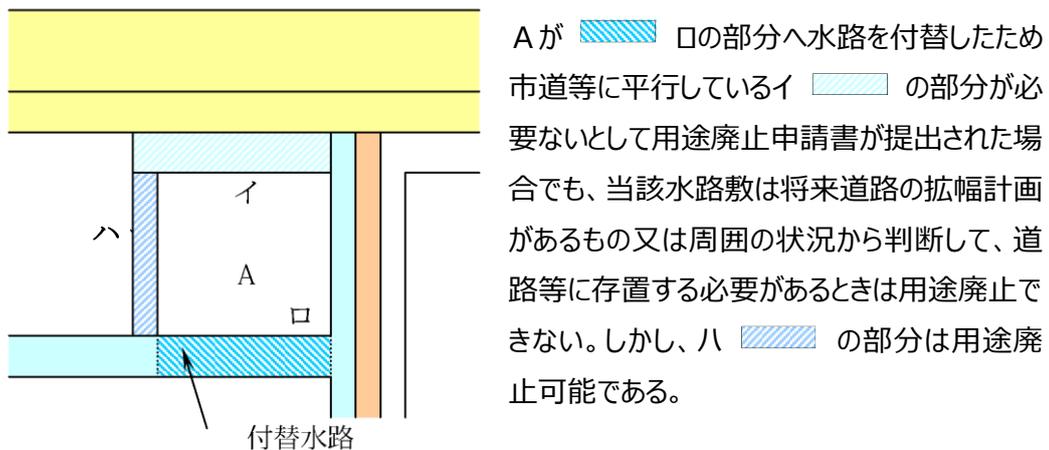
ただし、点線の如く代替施設を設置し、寄附が完了した後であれば用途廃止可能である。

例4 法定外公共物の機能を低下させる場合



水路をコンクリート壁等で改良した場合、又は道路の法敷を埋め立てた場合、公共性は必要ないよう見受けられるが、堤塘敷は汚泥の物揚場及び水路の管理道路とし、又、道路の法敷は将来における水路の改修工事や道路等として利用することに備えるため存置することが望ましい。したがって、機能を低下させるような一部用途廃止は好ましくない。

例5 将来他の公共施設（道路等）敷地として存置する必要がある場合



Aが  口の部分へ水路を付替したため市道等に平行しているイ  の部分が不要ないとして用途廃止申請書が提出された場合でも、当該水路敷は将来道路の拡幅計画があるもの又は周囲の状況から判断して、道路等に存置する必要があるときは用途廃止できない。しかし、ハ  の部分は用途廃止可能である。

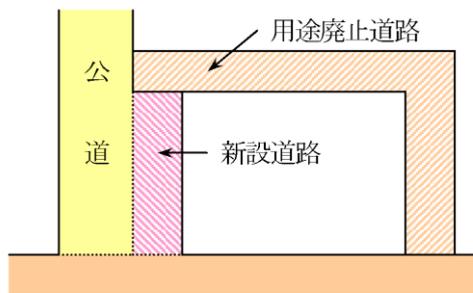
例6 申請者と利害関係人(特に隣接土地所有者)の調整がつかず、同意が得られない場合
 法定外公共物を用途廃止することにより、地元住民の生活に著しい支障が生じる恐れがあることから、利害関係者の同意が得られないままでの用途廃止は、原則としてできない。

【事例：寄附採納】

用途廃止の判断基準は、法定外公共物として存置すべきか否かの判断によるものである。したがって、機能の不十分な代替施設であったり、周囲の状況からみて前後に機能がある場合などでは用途廃止することはできない。

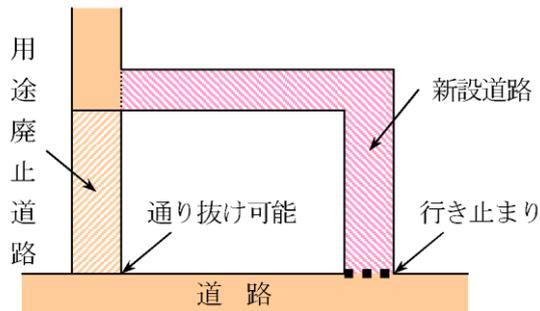
1 寄附受納が不適当な事例

例1 新設道路が既存公道の拡幅となる場合

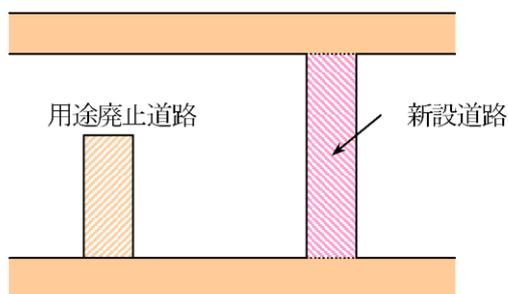


既存公道は、十分な代替性があるので新設道路は単なる拡幅でしかない。

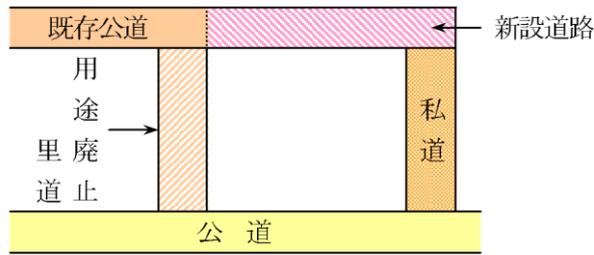
例2 公図等で起点・終点は接続しているが、機能的に代替していない場合



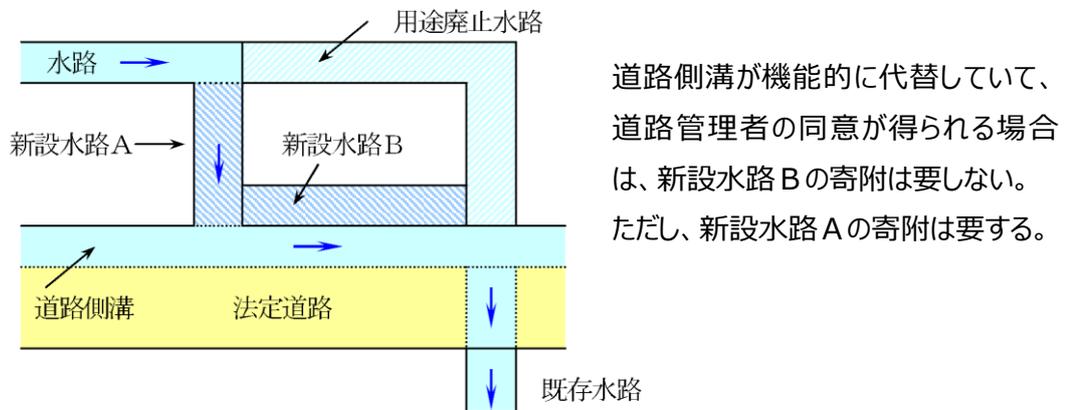
例3 用途廃止される法定外公共物が代替施設を要する性質のもでない場合



例 4 私道を媒介として、接続する場合

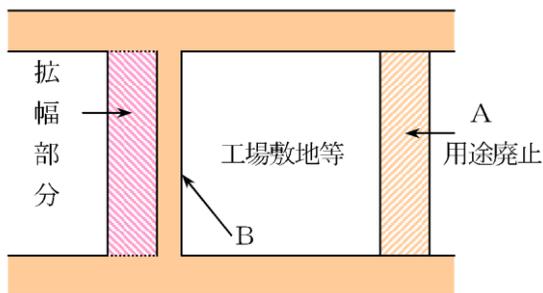


例 5 既存の法定外公共物で、十分な代替性がある場合



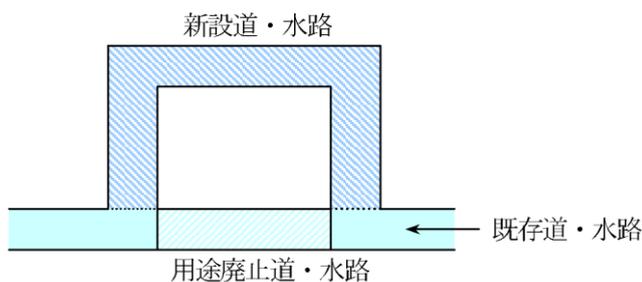
2 寄附受納が適当な事例

例 1 用途廃止される法定外公共物に替り得ない既設の公共施設を拡幅した場合

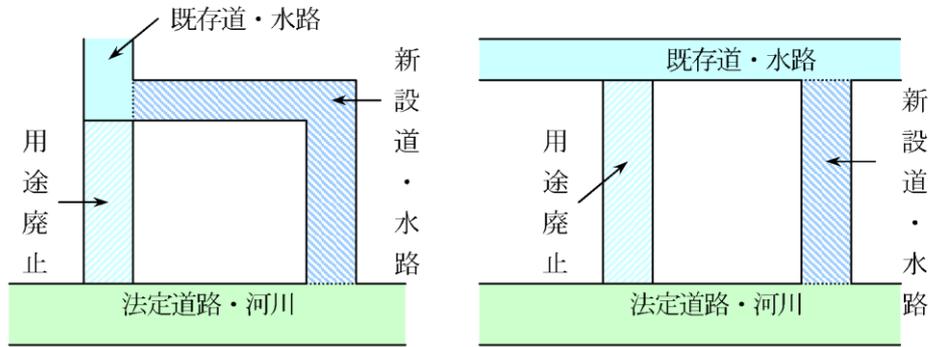


Aの部分を用途廃止した場合、既存Bの公共施設では十分な代替性はない。
 (例えば、AよりもBの方が幅員が狭いため) 従前の機能を回復すべくBの部分を拡幅した場合は寄附とする。

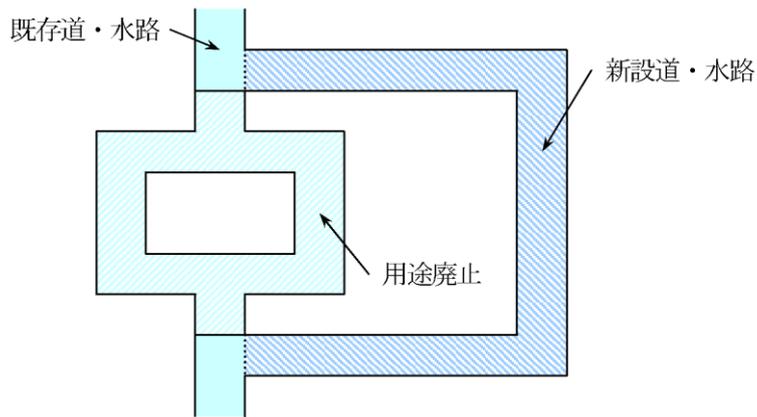
例 2 起点・終点が直接接続する場合



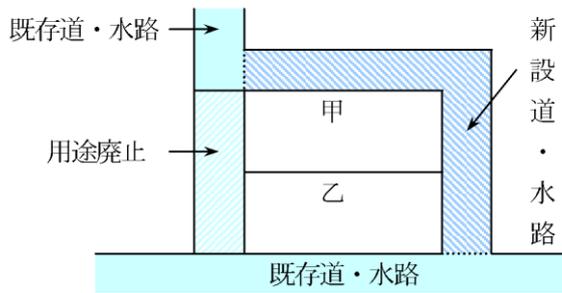
例3 法定道路・河川を媒介として起点・終点が接続する場合



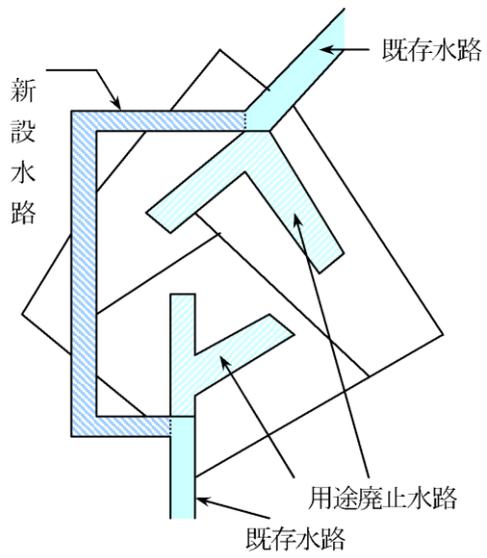
例4 複数ある法定外公共物を一つにまとめる場合



例5 寄附申込者が複数の場合



例6 法定外公共物が途切れていても機能的に接続している場合



公図上、法定外公共物として途切れていても、機能的に民地を利用して接続しているものを、用途廃止することにより、その公共性に支障があり、存置の必要がある場合、それに代るべき施設を設置したときは寄附とする。